

○岡山県倉敷市立高等学校学則

	昭和45年10月30日	昭和59年5月11日教委規則第8号
	教育委員会規則第27号	昭和60年3月22日教委規則第9号
改正	昭和46年12月20日教委規則第37号	平成2年11月9日教委規則第16号
	昭和48年2月16日教委規則第2号	平成3年6月6日教委規則第3号
	昭和48年4月27日教委規則第13号	平成3年10月31日教委規則第7号
	昭和48年12月21日教委規則第36号	平成3年11月29日教委規則第8号
	昭和49年12月27日教委規則第32号	平成4年7月23日教委規則第12号
	昭和50年2月4日教委規則第1号	平成4年11月27日教委規則第15号
	昭和50年12月25日教委規則第27号	平成5年1月14日教委規則第1号
	昭和51年11月19日教委規則第24号	平成5年11月4日教委規則第16号
	昭和52年12月6日教委規則第18号	平成6年3月24日教委規則第2号
	昭和54年3月23日教委規則第6号	平成6年7月21日教委規則第4号
	昭和55年3月31日教委規則第8号	平成6年11月11日教委規則第7号
	昭和56年2月6日教委規則第2号	平成7年2月24日教委規則第6号
	昭和56年8月28日教委規則第17号	平成7年11月10日教委規則第19号
	昭和57年3月25日教委規則第4号	平成8年12月3日教委規則第12号
	昭和57年12月22日教委規則第13号	平成9年11月18日教委規則第11号
	昭和58年4月1日教委規則第6号	平成12年9月29日教委規則第12号
		平成12年12月22日教委規則第14号

平成14年3月29日教委規則第11号
平成14年10月10日教委規則第14号
平成15年10月10日教委規則第21号
平成17年1月21日教委規則第2号
平成17年7月27日教委規則第25号
平成18年1月20日教委規則第4号
平成18年11月13日教委規則第13号
平成19年10月29日教委規則第12号
平成22年7月27日教委規則第14号
平成24年6月15日教委規則第6号

第1章 総則

(生徒定員等)

第1条 岡山県倉敷市立高等学校（以下「高等学校」という。）の課程、学科及び生徒定員は別表による。

(通学区域)

第1条の2 高等学校の通学区域は、岡山県全域とする。

2 高等学校に出願できる者は、本人及び保護者の現住所が通学区域内にある者とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、倉敷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を得て高等学校に出願することができる。

(1) 本人の就労又は保護者の就労による特別な事情等により、本人の現住所のみが通学区域内にある者

(2) 前号に掲げるもののほか、本人又は保護者の現住所が通学区域内にないことについて、やむを得ない事情があると認められる者

4 前項に規定する許可の権限は、校長にこれを委任する。

5 この条に定めるもののほか、高等学校の通学区域について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第2章 修業年限、学年、学期および授業日

(修業年限)

第2条 修業年限は4年以上とする。ただし、岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校、岡山県倉敷市立玉島高等学校及び岡山県倉敷市立真備陵南高等学校については、3年以上とする。

(学年)

第3条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(授業日数)

第5条 授業日数は、教育課程を実施するために必要な日数を確保しよう、校長がこれを定める。

(授業の終始)

第6条 授業終始の時刻は、校長が定める。

(休業日)

第7条 休日および授業を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、授業日数を勘案して変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月22日から3月31日まで

第3章 教育課程

(教育課程)

第8条 教育課程は、高等学校学習指導要領の示す基準により校長が定める。

第4章 課程の修了および卒業

(課程の修了)

第9条 課程の終了は、所定の単位について成績を考査し校長が認定する。

(卒業)

第10条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

第5章 入学、退学、転学および休学

(入学資格)

第11条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 前項に規定する同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第12条 高等学校に入学しようとする者は、所定の入学願書ならびに出身または在学校長の証明書等に倉敷市立高等学校条例(昭和42年倉敷市条例第34号)に定める金額の手数料を添えて校長に願い出なければならぬ。

(入学許可)

第13条 入学は校長が許可する。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者の保護者は、保証人と連署した所定の在学保証書に、住民票の写しを添えて校長に提出しなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して当該生徒に関するいつさいの責任を負うことができる者で

なければならぬ。

- 2 保護者は、保証人が転居または氏名の変更をした場合は、すみやかに校長に届け出なければならない。
- 3 校長は、保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。
- 4 保護者もしくは保証人が死亡したとき、または保証人が第1項に規定する要件を欠くにいたつたときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。

(生徒の身上届)

第16条 保護者もしくは保証人は、生徒の居所ならびに勤務先を校長に届け出なければならない。

- 2 前項について異動を生じた場合も同様とする。
- 3 生徒が死亡し、または氏名を変更した場合は、保護者において直ちに校長に届け出なければならない。

(保護者の身上異動届)

第17条 保護者の住所または身上に異動のあつたときは、その都度校長に届け出なければならない。

(編入学)

第18条 校長は、定員内において第2学年以上に編入学を許可することができる。

- 2 前項により校長が編入学を許可する場合は、相当年令に達し、その各学年の課程修了者と同等以上の学力があると認められた者でなければならない。
- 3 前項の入学者の学力は、その学年の程度で校長が検定する。

(転学、進学)

第19条 校長は、他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、その事由を具し、生徒の在学証明書および指導要録の抄本を転学しようとする学校の校長に送付しなければならない。

2 校長は、他の高等学校において本校と同等以上の教育を受けていた者で転入を希望する者があるときは、その学力を検査し、定員内において相当学年に転入させることができる。この場合校長は、その生徒の在学証明書、指導要録の写し及び住民票の写しその他の必要書類を提出させるものとする。

3 校長は、全日制の課程と定時制の課程および通信制の課程との転学または転籍については、定員内において履修した単位に応じて相当学年に転入させることができる。

4 校長は、生徒が転学した場合においては、生徒の指導要録の写(転学してきた生徒については転学により送付を受けた指導要録の写を含む。)および中学校から送付を受けた指導要録の抄本その他、必要書類を転学先の校長に送付しなければならない。

5 校長は、生徒が進学した場合においては、生徒の指導要録(転学してきた生徒については転学により送付を受けた指導要録の写を含む。)の抄本を進学先の校長に送付しなければならない。

(退学、休学)

第20条 生徒が退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない事由のため3月上出席することができないときは、その事由および期間を具し、保護者または保証人が連署して校長に休学を願い出ることができる。この場合において、医師の診断書等その事由を証するに足りる書類を添えなければならない。

3 校長は、前項による願い出の事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

4 休学の期間は、3年以上1年以内とする。ただし校長が必要と認めるときは、その期間を2年まで延長することができる。

5 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由および期日を具し、保護者または保証人が連署して校長に願い出

許可を受けなければならぬ。この場合において医師の診断書等その事由を証するに足りる書類を添えなければならぬ。

6 校長は、休学許可後3月以内に休学を必要とする事由が解消したと認めるときは休学を取り消すものとする。

第6章 褒賞および懲戒

(褒賞および懲戒)

第21条 学校は、教育上必要と認められた場合は生徒を褒賞または懲戒することができる。ただし退学は次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席の常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者

第7章 雑則

第22条 この規則に定めるもののほかは、倉敷市立学校管理規則(昭和42年倉敷市教育委員会規則第8号)による。

(委任)

第23条 校長は、この学則に基づいて校則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 岡山県倉敷市立精思高等学校学則(昭和42年倉敷市教育委員会規則第21号)、岡山県倉敷市立工業高等学校学則(昭和42年倉敷市教育委員会規則第22号)、岡山県倉敷市立児島第一高等学校学則(昭和42年倉敷市教育委員会規則第12号)、岡山県倉敷市立児島、南海高等学校学則(昭和42年倉敷市教育委員会規則第13号)および岡山県倉敷市立玉島高等学校学則(昭和44年倉敷市教育委員会規則第24号)は、この規則の施行に伴い廃止する。

附 則(昭和46年12月20日教委規則第37号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年2月16日教委規則第2号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月27日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月21日教委規則第36号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月27日教委規則第32号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年2月4日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月25日教委規則第27号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年11月19日教委規則第24号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年12月6日教委規則第18号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月23日教委規則第6号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日教委規則第8号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年2月6日教委規則第2号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年8月28日教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日教委規則第4号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月22日教委規則第13号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年5月11日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月22日教委規則第9号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年11月9日教委規則第16号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月6日教委規則第3号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月31日教委規則第7号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月29日教委規則第8号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月23日教委規則第12号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 (平成4年11月27日教委規則第15号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年1月14日教委規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年11月4日教委規則第16号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月24日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月21日教委規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成6年11月11日教委規則第7号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月24日教委規則第6号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年11月10日教委規則第19号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月3日教委規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月18日教委規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日教委規則第12号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日教委規則第14号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教委規則第11号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月10日教委規則第14号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月10日教委規則第21号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月27日教委規則第25号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年1月20日教委規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月13日教委規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月29日教委規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月27日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月15日教委規則第6号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第1条関係）

学校名	課程	学科	生徒定員				
			1年	2年	3年	4年	計
岡山県倉敷市立精思 高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320
		商業科	40	40	40	40	160
岡山県倉敷市立工業 高等学校	定時制	機械科	80	80	80	80	320
		電気科	40	40	40	40	160
岡山県倉敷市立倉敷 翔南高等学校	定時制	総合学科 (単位制)	400				400
岡山県倉敷市立玉島 高等学校	定時制	普通科	80	80	80		240
		商業科 (単位制)	240				240
岡山県倉敷市立真備 陵南高等学校	定時制	普通科 (単位制)	280				280

○岡山県倉敷市立高等学校単位制教育に関する規則

平成14年11月7日

教育委員会規則第16号

改正 平成17年1月21日教委規則第3号

平成25年10月1日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山県倉敷市立高等学校（以下「学校」という。）の学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）で行う教育に関し、岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和45年倉敷市教育委員会規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(学期)

第2条 校長は、特に必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、単位制による課程に係る学年を分けて、次の2学期とすることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第3条 単位制による課程に係る休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 倉敷市教育委員会の承認を得て、学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日として校長が定める日

(入学及び卒業の時期)

第4条 単位制による課程については、教育上支障がないときは、校長は、学期の区分に従い、生徒を入学させ、又は卒業させることができる。

(編入学)

第5条 単位制による課程に係る編入学は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、校長がこれを許可することができる。

2 前項の学力の認定は、校長がこれを行う。

(転入学)

第6条 単位制による課程に係る転学又は転籍は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、校長がこれを許可することができる。

(除籍)

第7条 校長は、当該単位制による課程の生徒が2年間引き続いて受講しないときは、これを除籍することができる。

(科目の履修及び単位修得の認定)

第8条 単位制による課程における科目の履修及び単位修得の認定は、必要に応じて、学期の区分により、これを行うことができる。

2 前項の認定は、校長がこれを行う。

(過去に在学した高等学校において履修及び修得した単位)

第9条 校長は、当該単位制による課程の生徒が過去に在学した高等学校において、履修及び単位を修得しているときは、当該履修及び修得した単位数を当該単位制による課程を置く学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な履修及び単位数

のうちに加えることができる。

(併修)

第10条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。ただし、この規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は20を超えないものとする。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

(併修手続)

第11条 前条第2項の許可を受けようとする者は、所定の願書のほか、在籍する学校の併修許可書を当該許可を受けようとする高等学校の校長に提出しなければならない。

(科目履修生)

第12条 単位制による課程の聴講生として、特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）の聴講は、校長がこれを許可することができる。

2 校長は、当該単位制による課程の生徒が当該学校に入学する前に科目履修生として特定の科目を履修している場合において、教育上有益と認めるときは、当該科目履修生としての履修を当該入学した学校における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(その他)

第13条 この規則の定めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日教委規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 平成26年度における学期の変更に係る改正後の第2条の規定による届出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

○倉敷市立高等学校条例

		平成10年12月24日条例第58号
	昭和42年2月1日	平成12年3月24日条例第27号
	条例第34号	平成12年9月29日条例第40号
改正	昭和42年7月28日条例第125号	平成14年9月27日条例第57号
	昭和43年7月29日条例第59号	平成16年12月17日条例第50号
	昭和44年2月14日条例第4号	平成17年7月27日条例第157号
	昭和44年4月21日条例第23号	平成17年12月26日条例第184号
	昭和44年12月17日条例第72号	平成22年6月30日条例第39号
	昭和45年12月21日条例第80号	平成26年3月26日条例第29号
	昭和50年3月27日条例第18号	(設置)
	昭和50年3月27日条例第24号	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項および学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定に基づき、本市に高等学校を設置する。
	昭和51年3月25日条例第21号	(高等学校の名称および位置)
	昭和53年3月23日条例第23号	第2条 高等学校の名称および位置は、別表第1のとおりとする。
	昭和55年3月24日条例第14号	(入学選抜手数料等の納入)
	昭和58年3月24日条例第7号	第3条 高等学校に入学を願う者は入学選抜手数料を、入学した者は入学金を、在学する者(休学中の者を除く。)は授業料を、社会人講座受講生及び科目履修生は受講料を、各種証明書の交付を受けようとする者は証明手数料を納入しなければならない。
	昭和61年3月28日条例第16号	
	昭和63年3月18日条例第15号	
	平成3年12月24日条例第37号	
	平成7年12月22日条例第48号	(入学選抜手数料等の額)

第4条 入学選抜手数料、入学金、授業料、受講料及び各種証明手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 各種証明手数料については、在学中の者からは徴収しない。

(入学選抜手数料、入学金、各種証明手数料の納入)

第5条 入学選抜手数料は、入学願書に添えて納入しなければならない。

2 入学金は、入学の日から7日以内に納入しなければならない。

3 各種証明手数料は、交付願に添えて納入しなければならない。

(授業料等の納入)

第6条 授業料及び受講料は、次の表に定める納期までに納入しなければならない。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国

民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日

後においてその日に最も近い土曜日、日曜日及び休日でない日を納期とする。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期	5月20日	7月20日	9月20日	11月20日	1月20日	2月20日						

2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の規定による認定を申請する者に係る授業料の納期に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

3 休学を命ぜられた者でその期間のうち月の全日にわたる月がある場合には、その月分の授業料を徴収しない。

4 月の中途において入学した者に対してはその翌月分から、退学した者に対してはその月分までの授業料を徴収する。

5 受講料については、受講しない月に係るものは徴収しない。

(授業料不納の場合の措置)

第7条 正当な理由なく3月以上授業料を納入しない者については、校長は、その者の出席を停止し、又は学籍を除くことが

できる。

(入学選抜手数料等の不返還)

第8条 既納の入学選抜手数料、入学金および各種証明手数料は還付しない。

(授業料の減免)

第9条 教育委員会が必要と認めるときは、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(真備町の編入に伴う経過措置)

2 真備町の編入の日(以下「編入日」という。)前に岡山県公立真備陵南高等学校授業料徴収条例(昭和34年真備町条例第6号。以下「真備町条例」という。)の規定により徴収し、又は徴収すべきであった授業料については、真備町条例の例による。

3 編入日前に真備町条例の規定により入学を許可され、現に在学する者の授業料は、真備町条例の例による。

4 編入日以後において、転入し、又は編入学した者に係る授業料の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該転入し、又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

5 平成18年度から平成21年度までの岡山県倉敷市立真備陵南高等学校の入学者に係る授業料の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、その入学の年度に応じ、次に定める月額とする。

入学年度	授業料（月額）
平成18年度	3,600円
平成19年度	3,200円
平成20年度	2,800円
平成21年度	2,400円

附 則（昭和42年7月28日条例第125号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則（昭和43年7月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年2月14日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月21日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年12月17日条例第72号）

（施行期日）

- この条例は、昭和45年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定のうち、入学選抜手数料の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例施行の日前において、現に岡山県倉敷市立玉島商業高等学校に在籍している生徒は、この条例による岡山県倉

敷市立玉島高等学校の生徒とみなす。

- この条例施行の日前において、現に別表第1に掲げる学校に在籍している生徒の授業料については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附則第2項の規定により岡山県倉敷市立玉島高等学校の生徒とみなされた者の授業料については、前項の規定を準用する。

附 則（昭和45年12月21日条例第80号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

ただし、別表第2の改正規定のうち、入学金の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月27日条例第18号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月27日条例第24号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月25日条例第21号）

（施行期日）

- この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例施行の際、改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年3月23日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた授業料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において入学を許可され、現に在学する者の授業料の額は、この条例による改正後の倉敷市立高等学校条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転入又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた授業料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年3月24日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において入学を許可され、現に在学する者の授業料の額は、この条例による改正後の倉敷市立高等学校条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後において転入又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

- 4 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた授業料及び入学金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月28日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において入学を許可され、現に在学する者の授業料の額は、この条例による改正後の倉敷市立高等学校条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後において転入又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

- 4 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた授業料及び入学金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年3月18日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定のうち入学金に係る部分は、昭和64年4

月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において入学を許可され、現に在学する者の授業料の額は、この条例による改正後の倉敷市立高等学校条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転入又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市立高等学校条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により徴収し、又は徴収すべきであった授業料については、なお従前の例による。
- 5 入学金に係る改正規定の施行の日前において、改正前の条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった入学金については、なお従前の例による。

附 則(平成3年12月24日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定のうち入学金に係る部分は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において入学を許可され、現に在学する者の授業料の額は、この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の倉敷市立高等学校条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において転入又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入又は編入

学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

- 4 施行日前において、この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった授業料については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日前において、同改正規定による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった入学金については、なお従前の例による。

附 則(平成7年12月22日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(入学金に係る部分に限る。)は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。この項及び附則第4項において同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)前において入学を許可され、現に在学する者の授業料の額は、この条例による改正後の倉敷市立高等学校条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において転入し、又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入し、又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 施行日前において、この条例による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった授業料については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日前において、同改正規定による改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった入学金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月24日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において入学を許可され、現に在学する者の授業料の額は、改正後の倉敷市立高等学校条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において転入し、又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入し、又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 施行日前において、改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第40号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前において在学する者の授業料の額は、

改正後の倉敷市立高等学校条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入し、又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該転入し、又は編入学した者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 施行日前において、改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった入学金及び授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月17日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の倉敷市立高等学校条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった入学金及び授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月27日条例第157号）

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第184号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市立高等学校条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月26日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料は、改正後の倉敷市立高等学校条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
岡山県倉敷市立精思高等学校	倉敷市八王寺町199番の3地
岡山県倉敷市立工業高等学校	倉敷市田ノ上716番地の1
岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	倉敷市児島穂田町160番地
岡山県倉敷市立玉島高等学校	倉敷市玉島1丁目15番60号
岡山県倉敷市立真備備南高等学校	倉敷市真備町箭田1769番地1

別表第2（第4条関係）

入学選抜手数料	入学金	授業料	受講料	証明手数料
750円	1,300円	2,700円	1科目 月額300円	倉敷市手数料条例（平成12年倉敷市条例第9号）に定める額

備考 受講料の月額の上限は、2,700円を超えないものとする。